

石垣市建設工事入札参加資格審査及び指名業者選定等に関する規程（平成 13 年訓令第 7 号）の新旧対照表

現行	改正後
<p>(入札参加資格審査及び申請)</p> <p>第 13 条 略</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 前各号の規定により業者を選定する場合は、次のア～ケまでに掲げる事項について留意しなければならない。</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ 当該工事に対する地理的条件</p> <p>オ～ケ 略</p>	<p>(入札参加資格審査及び申請)</p> <p>第 13 条 略</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 前各号の規定により業者を選定する場合は、次のア～ケまでに掲げる事項について留意しなければならない。</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ 当該工事に対する地理的条件 <u>(原則として、市内に本社を有する業者を優先的に選定する。)</u></p> <p>オ～ケ 略</p> <p>附 則</p> <p><u>この訓令は、公布の日から施行する。</u></p>